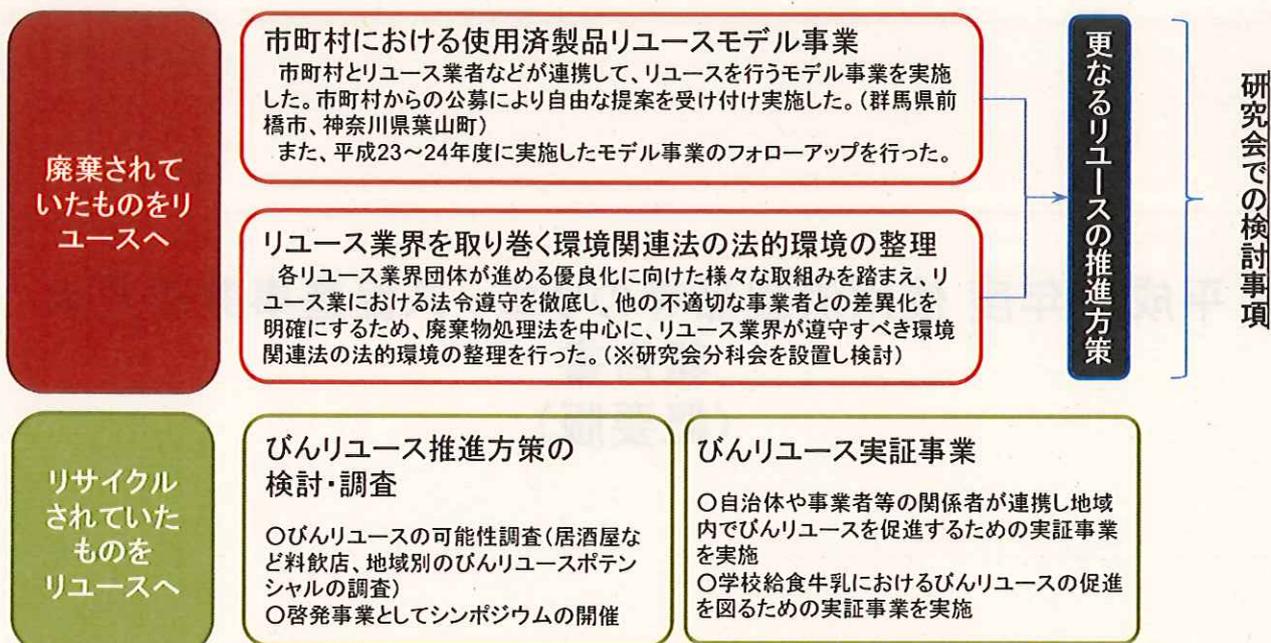


平成25年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会 報告書 (概要版)

- ・本資料は「平成25年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」の内容の一部を抜粋し、整理したものです。
- ・※報告書は環境省ウェブサイトより入手できます。(http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse)

- 本事業は、環境保全上の効果の点からも推進することが望ましいリユースに関する様々な取組みの活性化を図るため、市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル事業の実施、リユース業界を取り巻く環境関連法の整理等を通じて、今後のリユース推進に向けた課題や支援策を検討することを目的とする。
- 具体的には以下3つの調査・事業を実施
 - 1 市町村とリユース事業者との連携によるリユースのモデル事業
(公募より2地域を選定、市町村とリユース事業者等が連携するリユース事業を実施)
 - 2 平成24年度・平成23年度モデル事業のフォローアップ調査
(モデル事業実施後の各地域でのリユース促進に向けた取組状況について調査)
 - 3 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理
(リユース業界が知っておくべき環境関連法の整理、パンフレットの作成)
- 実施に当たっては、研究者、関係業界等の有識者の方を構成員とした研究会を開催「3. リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」については、分科会を開催し、調査項目及び調査結果について、多角的な検討をいただいた。

平成25年度のリユース促進事業の概要



※本事業とは別に、「平成25年度総合的な2Rシステムの構築に向けた調査・検討」として、地方自治体等へのアンケート調査・インタビュー調査を実施し、全国における2Rの先進事例等を調査した。使用済製品のリユースに関する事例も調査した。(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室)

3

I 市町村におけるリユースのモデル事業

- 市町村とリユース事業者や市民団体・NPO等とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施した。平成25年度は、市町村からの事業内容提案型として募集し、地域の特性、状況や規模等を鑑みて検討した結果、群馬県前橋市と神奈川県葉山町で実施、各地域のプランの概要は以下の通りである。

	群馬県前橋市	神奈川県葉山町
名称	リユース宝市	くるくる市
概要	開催テーマ「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る"使えるけど使わない品物"をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベント。 市民団体、民間事業者とも連携し、残った製品等も可能な限りリユースを行う。	町民にリユース可能な製品を持ち込んでいただき、欲しい品を無料で持ち帰ってもらうイベント。町民を対象。 残った製品等は、リユース事業者にて引き取りしてもらい可能な限りリユースを行う。
対象品目	衣類・くつ・かばん、ホビー用品、生活雑貨、書籍、育児用品、おもちゃ、小型の家具	衣類、本、食器、バッグ、靴、ぬいぐるみ、おもちゃ、その他日用品
役割分担	【行政】企画・開催、市民への広報、残った製品の処理 【市民団体】イベント開催支援 【民間事業者】リユース品の提供、残った製品等のリユース・リサイクル	【行政】企画・開催、町民への広報、残った製品の処理 【市民団体】イベント開催支援 【民間事業者】残った製品の査定・買取り
実施期間	12月21日(土)	12月15日(日)、1月19日(日)、2月9日(日)

4

(1) 群馬県前橋市のリユースモデル事業

- リユース品の使用及び提供を普及啓発するイベント「リユース宝市」を開催。テーマを「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る“使えるけど使わない品物”をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベントを開催した。
- 市民の方から提供いただくリユース品は、「衣類」、「ホビー用品」、「生活雑貨」、「書籍」、「育児用品」、「おもちゃ」、「家具」とし、食料品、電化製品、医療・介護機器などは対象外とした。
- 市民は、提供した品物が残った場合にも、持ち帰りの必要はない。残ったものは、前橋市においてリユース・リサイクル可能なものを仕分けし、市民団体(南橋リサイクルの会)のリユース利用、古着・古紙はリユース・リサイクル事業者への引渡し、これ以外のもは前橋市清掃工場等で処分した。
- 「リユース宝市」で提供するリユース品は、「1. イベント当日に参加者が持参」「2. 事前に収集」の2通り。
 - 「1. イベント当日に参加者が持参する方法」は、開催当日(午前11時～午後1時まで)、会場入口付近に設置した受付において係員が市民から製品を受取り、係員が会場内に品目ごとに陳列した。
 - 「2. 事前の収集」は、①市有施設3カ所に事前に設置した「リユース品回収ボックス」にて拠点回収した製品、②一般廃棄物収集運搬業者による未使用品等の提供、③粗大ごみの集団回収及び戸別回収から良品をピックアップ、の3つの方法で準備を行った(③による出品実績はなかった)。
- ちらしは16,000枚作成し、自治会での回覧を実施、また、FMぐんまでのラジオCMの放映、地元密着フリークーポン紙「モテコ」での広告掲載、市ウェブサイトでの広報などを行った。

5

前橋市のリユースモデル事業の様子



<リユース品持ち込み受付>



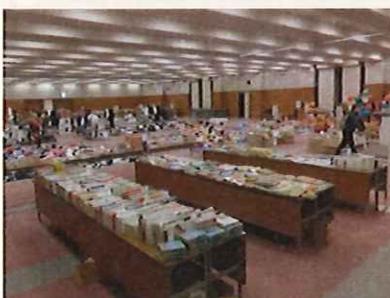
<会場内の様子①>



<会場内の様子②>



<来場者アンケートの様子>



<開始前の様子>



<終了時の様子>

6

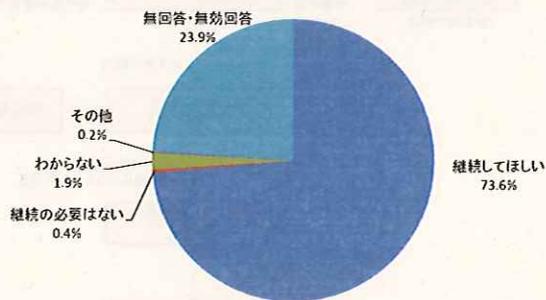
前橋市のリユースモデル事業の成果・課題(2)

- リユース宝市の実施前に設定した目標について、いずれの項目も達成している。
- 来場者の満足度について、「リユース宝市」を利用した際の満足度をスコア化して整理する。
 - 「全体について」は、1.01ポイント。全体的にやや満足していただいたと推察。一部指摘された会場・運営・マネジメントの方法などについて改善を行うことで、これら満足度も向上すると考えられる。
 - 「リユース品の品ぞろえ」は、0.80ポイント。自由回答をみると、全体的な品数や品揃えは悪くはないが、会場の混雑、陳列の方法や、特定の製品の人気があつて殺到したことなどにより、やや評価が低くなったものと考えられる。
- 今後の継続意向について、「継続してほしい」と回答が73.6%(345件)と7割以上。継続の必要はないとの回答は、わずか0.4%(2件)であり、ほとんどの人が継続を期待しているものといえる。

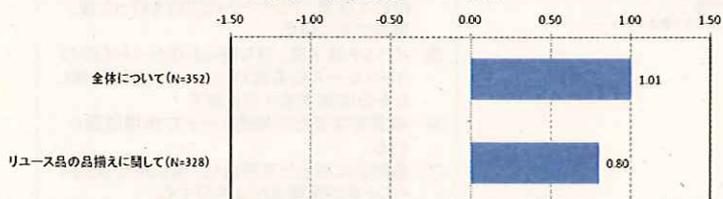
＜モデル事業の目標値と達成度＞

項目	当初目標値	実績	評価
来場者数	500名	約800名	達成
リユース率	60%	78.8%	達成
アンケート回答数	300件	469件	達成

＜リユース宝市の継続意向＞



＜来場者の満足度(スコア化)＞



※5段階評価で回答いただき、満足を2点、やや満足を1点、普通を0点、やや不満を-1点、不満を-2点とし点数化、回答数で除することでスコア化する。

9

前橋市のリユースモデル事業の成果・課題(3)

■ モデル事業の成果(まとめ)

(1)ごみの減量

- 持ち込まれたリユース品のほとんどが普段はごみとして排出されているものであるため、新しい持ち主の手に渡ったことで、ごみの排出抑制につながった。

(2)ごみ減量意識の高揚

- リユース宝市を機会にこれまでリユースを考えていなかった多くの市民が、リユースを理解するきっかけになった。

(3)若年世代への啓発

- 前橋市では、消費が多くもつともごみを出す若年世代への普及啓発を強化している。リユース宝市では、従来型の環境イベントや環境講話では来場が見込めない方々が多く来場されリユースへの理解を深める良い啓発機会であった。

■ 今後の取組方針

- (1) 本事業は来場者の継続要望もあることから、前橋市として来年度も継続して実施。
- (2) 単なる一過性のお得なイベントとしてではなく、規模は小さくなくても地域に根ざした活動になるよう広め、市民団体による自主的な運営等に発展させたい。
- (3) 市民にまずリデュース、リユースを考えていただき、リサイクルできないものだけがごみであると意識していただけるような啓発を進めたい。

葉山町のリユースモデル事業の様子



<持ち帰り品受付の様子>



<会場内の様子>



<リサイクル掲示板への登録>



<おもちゃ・ぬいぐるみ>



<食器類>

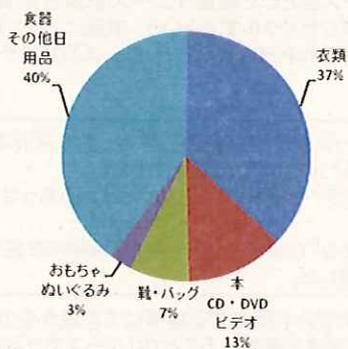


<靴>

葉山町のリユースモデル事業の成果・課題(1)

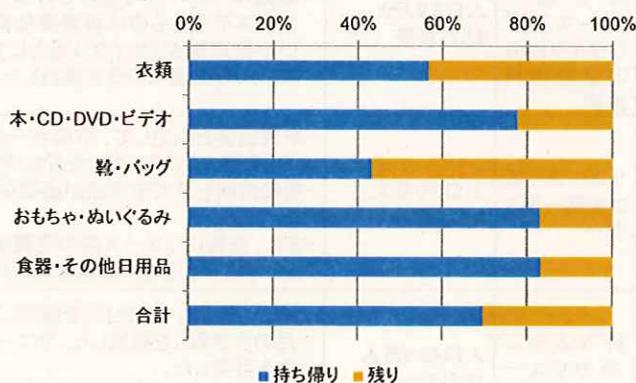
- 2013年12月15日、2014年1月19日、2月9日の計3回「くるくる市」を開催、来場者数900名、3,580kgの製品を市民から引き取り、そのうち約7割の2500kgが町民によって持ち帰られ、約950kgが事業者引き渡された。
- 市民からの引き取り品目は、食器・その他の日用品が40%と最も多く、次いで衣類(37%)、本(13.0%)、靴・バッグ(7%)と続く。
- 町民により持ち帰られた製品の割合は、おもちゃ・ぬいぐるみと食器・その他日用品で83%と最も多く、次いで本・CD・DVD・ビデオ(78%)、衣類(57%)、靴・バッグ(43%)であった。

<持ち込み品の内訳>



*重量比

<持ち帰られた製品の割合>



葉山町のリユースモデル事業の成果・課題(2)

■ 市民へのアンケート結果

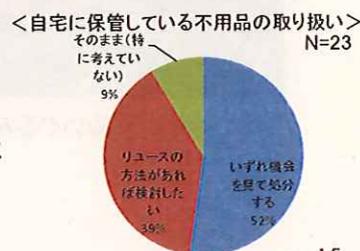
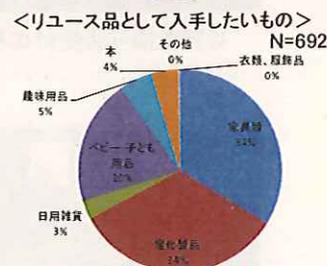
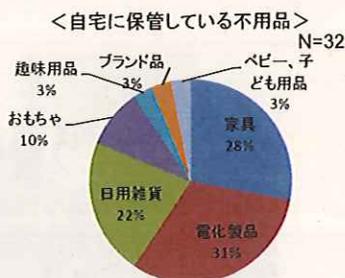
- くるくる市参加者へのアンケートでは、参加者の満足度は高く、今後の事業展開に期待する意見が多く寄せられた。くるくる市を利用した理由としては、「必要なものが新品でなくてもよかったから」(34%)、「無料で手に入れることができるから」(34%)と最も多く、「町の事業なので安心して利用できるから」(20%)という意見も多かった。
- 一般町民アンケートで家庭に保管している不用品の品目について尋ねたところ、家具(28%)、電化製品(31%)、日用雑貨(22%)が多く挙げられ、くるくる市参加者に尋ねたリユース品として持ち帰りたい品目と傾向が一致した。
- 退蔵品の今後の取り扱いとして、「リユースの方法があれば検討したい」という回答が39%であった。利用しやすい仕組みを設けて情報発信することでリユース促進の可能性があることがわかった。

■ 連携したリユース事業者の評価

- アンケートの結果、量・品質の面では不満があり直接的な利益にはつながっていないが、PR効果が期待されることから今後の連携に前向きな意見であった。

■ 今後の課題について

- イベント後の廃棄量を減らすため、対象品についての事前の周知徹底が必要。
- 食器・その他の日用品は町民同士の交換が活発であったが、記念品や箱に入っていないものが多く、リユース事業者の視点ではリユースができないものが多く、リユースを意識した保管方法の周知が必要である。



II 平成24年度・平成23年度モデル事業のフォローアップ調査

(1) 平成24年度モデル事業フォローアップ調査

- 平成24年度は、愛知県大府市、大阪府泉大津市、東京都町田市の3地域においてモデル事業を実施し、各地域のプランの概要は以下の通りである。
- 平成24年度モデル事業を踏まえた、各地域の取組み状況について整理する。

地域	名称	人口・世帯数	モデル事業の概要
愛知県大府市	使用済小型家電における宅配リユース及びリサイクルの可能性検討事業	人口8.9万人 3.6万世帯	・宅配リユース事業の回収ルートにて小型家電対象96品目を回収した。回収した小型家電はリユース可能なものはリユース品として宅配リユース事業者が買取し、リユース不可なものは再資源化業者がリサイクルするという、市民にとって買取れない小型家電もリサイクル品として処分され利便性が高いリユース及びリサイクルシステムの実現可能性を検討した。
大阪府泉大津市	リユースでエコ生活～第2弾～	人口7.6万人 3.3万世帯	・市民団体と協力して、市のホームページ及び市庁舎内に設けられた掲示板に市民の「家庭で使えなくなったもの(不用品)」について情報を掲載した。 ・掲載情報を見て不用品が必要な方は市へと連絡し、市は引き渡しのあつせんを行った。 ・また、気軽にリユース品の売買が行える「Yahoo! バザール」の利用を市民に情報提供、リユースを促す事業を同時に実施した。
東京都町田市	持ち込みごみのリユース促進事業	人口42.6万人 18.8万世帯	・月に1回「リユースの日」を設定し、粗大ごみを回収する場所にて市民からのリユース品の引き取りを実施した。リユース事業者と連携することでリユースできる品目の拡大を目指した。 ・市民はリユース可能と判断された場合、無償で引き渡すことができる形とした。(リユース不可の場合でも粗大ごみとして処理し、再度の持ち込みは不要)

(2) 平成24年度モデル事業を踏まえた各地域の動向

- 泉大津市が継続して事業を実施するとともに、大府市では、モデル事業での小型電子機器の収集実績を踏まえて小型家電リサイクル事業を実施、町田市では、「リユースの日」という形では継続せずに、モデル事業をきっかけにリユース事業者と連携したフリーマーケットを実施している。
 - 大府市では、民間連携事業者(ネットオフ株式会社)がモデル事業で一定量の小型家電が収集できたという成果を踏まえて、関連会社であるリネットジャパン株式会社にて宅配サービスによる小型家電の回収を実施。「リサイクル」と合わせて回収することで、ユーザーにとって手間のかからないリユース品の回収に繋がることが期待されている。
 - 泉大津市での不用品あっせん掲示板の利用実績は平成24年度が登録件数56件、成立件数24件と23年度実績(登録44件、成立17件)を上回っている。
 - 町田市では、「リユースの日」の取組は市民に好評であったが、事業の実施主体であるエコライフ推進公社の収益性が低いことや市民から持ち込まれた物のうち予想以上に多くの物を廃棄せざるを得なかったことから市としては同様の形での継続は行っていない。

モデル事業を踏まえた平成25年度の取組み状況

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	東京都町田市
モデル事業の継続状況	継続なし モデル事業での小型電子機器の収集実績を踏まえて、小型家電リサイクル事業を実施	継続して実施 不用品あっせん掲示板を引き続き運用	継続なし 「リユースの日」は継続せず、新たな取り組みを模索中。リユース事業者と連携し、フリーマーケットにおける「共同出品コーナー」を開設。
変更・改善点	—	庁内での連携体制の強化(秘書広報課、環境課が連携して実施)	—

17

(3) 平成23年度モデル事業のフォローアップ調査

- 平成23年度モデル事業においては、「地域内事業者リスト方式」(4地域)、「市町村回収後選別方式」(2地域)を実証した。
 - 「地域内事業者リスト方式」は、市町村が地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布する。使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース事業者の活用を促すものである。
 - 「市町村回収後選別方式」は、市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取るものである。
- 平成23年度モデル事業を踏まえた、各地域の取組み状況について整理する。

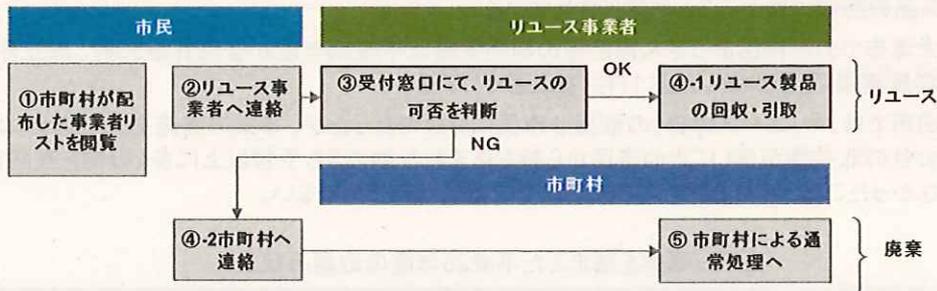
方式	地域	人口・世帯数	モデル事業の概要
地域内事業者リスト方式	愛知県大府市	人口8.9万人 3.6万世帯	・市内・近隣地域に立地するリユース事業者、市民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介(12店舗)。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。
	大阪府泉大津市	人口7.6万人 3.3万世帯	・市内・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介(2店舗)。店頭買取、出張買取の状況を実証。市に相談窓口を設置、市民からの質問・相談等に対応し、利活用を促した。
	群馬県明和町	人口1.1万人 0.4万世帯	・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介(1店舗)。店頭買取、出張買取の状況を実証。町に相談窓口を設置、町民からの質問・相談等に対応し、利活用を促した。
	東京都世田谷区	人口87.3万人 45.5万世帯	・区内・近隣地域に立地するリユース事業者、区民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介(24店舗)。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。
市町村回収後選別方式	神奈川県秦野市	人口16.9万人 7.1万世帯	・市民から自己搬入された粗大ごみのうち、リユース品として買取可能性があるものを一次選別し、保管。リユース事業者が査定・買取。リユースに対する意向は、自己搬入粗大ごみの受付時に、リユース同意書へ署名してもらうことで確認。
	京都府綾部市	人口3.4万人 1.4万世帯	・戸別収集する粗大ごみ等、市民から自己搬入された粗大ごみ等の中から、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管。リユース事業者が査定・買取。 ・戸別収集は排出する市民立ち会いのもと実施、リユースに対する意向は収集時に確認。

18

(4) 地域内事業者リスト方式

- 地域内事業者リスト方式は、3地域が継続実施(泉大津市(一部変更)、明和町、世田谷区)、1地域(大府市)が事業を継続していない。
- 世田谷区では、区の2R事業の一環としてNPOに委託して新たな「リユースショップ情報」のちらしを作成した。3つの業界団体に依頼し、掲載店舗を紹介していただいた上で掲載を行った。

「地域内事業者リスト方式」の流れ(イメージ)



モデル事業を踏まえた平成25年度の取組み状況(地域内事業者リスト方式)

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	群馬県明和町	東京都世田谷区
モデル事業の継続状況	継続なし	一部変更して継続	継続して実施中	継続して実施中
変更・改善点	—	引越しごみの申込時にリユースショップを紹介	平成23年度モデル事業の成果を踏まえて継続 ちらしはそのまま活用継続して住民に広報	リストを更新して実施中 業界団体の協力を得て、リストの更新・追加作成はNPOに委託

19

(4) 地域内事業者リスト方式

◆広報めいわ(平成25年 10月号)での広報

粗大ごみの減量化および計画的な搬入に協力してください

町では、粗大ごみの減量化を図るため、小型家電製品のものつたない館での分別収集やリユースショップの積極的な活用を推進しています。また毎年12月は、大掃除の影響などから粗大ごみの搬入に大変影響が予想されますので、搬入時期の調整や搬入力への事前記入など、計画的な搬入に協力をお願いします。

※ 小型家電製品とは、家庭用の電化製品です。電圧や電流値などは外して出してください。

先 奥平 7-2
78番地96 (TEL: 9009)
問合せ先 環境水道課(内線172)

(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコンを除く) リユースショップについての問合せ先

オフハウス館林店 館林市近藤町1
78番地96 (TEL: 9009)
問合せ先 環境水道課(内線172)

◆リユースショップ情報(世田谷区、計8ページ)

リユースショップを活用してみませんか?

世田谷区

世田谷区近隣のリユースショップをご紹介します!

世田谷区近隣のリユースショップをご紹介します!

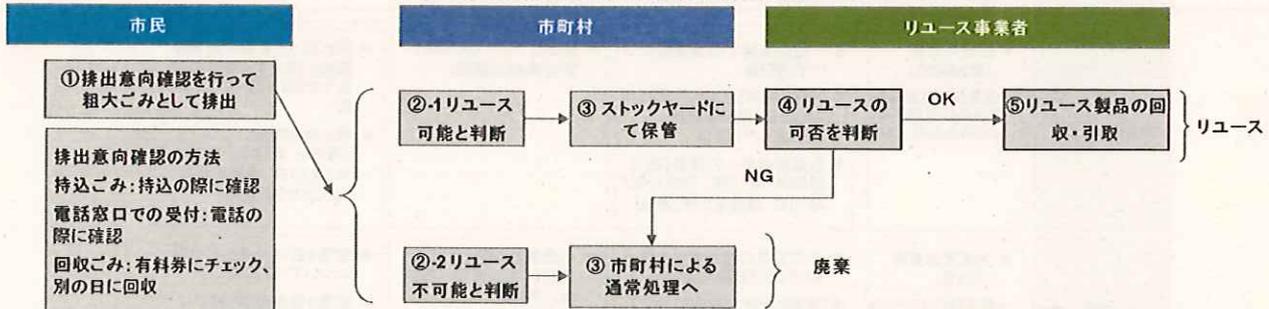
世田谷区 1-1-1

20

(5) 市町村回収後選別方式

- 地域内事業者リスト方式は、いずれの地域(秦野市、綾部市)も継続して事業を行っている。
 - 秦野市では、平成25年4月～平成26年1月までに、秦野市がストックした製品数241点、うちリユース事業者が買取りしたものの234点、46,190円となっている。
 - 綾部市では、平成25年4月～11月まで、リユース事業者の買取実績は57点、5,630円となっている。収集した粗大ごみからのピックアップも実施している。

「市町村回収後選別方式」の流れ(イメージ)



モデル事業を踏まえた平成25年度の取組み状況(市町村回収後選別方式)

	神奈川県秦野市	京都府綾部市
モデル事業の継続状況	継続して実施 平成23年度モデル事業で一定の効果が得られたため	継続して実施 平成23年度モデル事業で一定の効果が得られたため
変更・改善点	平成24年度に以下の点を改善 ・リユース承諾書の書式変更 ・専用ストックヤードの設置	—

21

Ⅲ リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

- リユース業は、古物営業法等に基づき中古品の売買を行っている。近年、リユース業の市場規模は拡大傾向にあり、使用済製品等のリユースを促進するという観点から、社会全体の環境負荷の低減にも寄与する業として注目されているところである。
- 各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、本資料では、廃棄物処理法、個別リサイクル法(家電リサイクル法等)を中心に、リユース業界が知っておくべき環境関連法令について説明する。
- なお、リユース業が遵守すべき関係法令としては、「古物営業法」、「特定商取引に関する法律」、「消費者契約法」など多岐にわたる。
- これら関係法令は消費者保護等の観点から非常に重要な法令であり、各リユース業において遵守・認知が必要である。これらの関係法令の遵守・認知を前提に、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に説明する。
- 上記の整理した結果を踏まえ、下記2つのパンフレットを作成した。
 - リユース業者の皆さまへ
「リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユース促進のために～」
 - 消費者の皆さまへ
「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」

22

- 商材となるリユース品の買取(買取時)、リユース品の販売・保管時(販売・保管時)、売れ残った商品等の廃棄など(廃棄時)の各行為について、リユース事業者が遵守すべき事項について整理を行うとともに、各環境関連法における国民・消費者の責務についても整理した。

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理(全体像)

	国民・消費者の責務	リユース業の遵守すべき事項		
		1. 買取時	2. 販売・保管時	3. 廃棄時
循環型社会形成推進基本法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民の責務(第12条) -基本原則に則った再生品使用など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ リデュース・リユースの推進(第7条、基本計画) ([1]リデュース、[2]リユース、[3]リサイクル、[4]熱回収、[5]適正処分)の順に優先) ■ 事業者の責務(第11条) 		
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民の責務(第2条の3) -廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による再生利用、など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般廃棄物の収集運搬について(第7条) ■ 下取りの取り扱い(平成25年3月29日 環産産発第13032910号通知) ■ 引越事業者への特例(施行規則第2条10項、平成15年2月10日 環産産83号通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出について(第10条、第15条4の7関連) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売れ残った製品が産業廃棄物に該当する場合の適正な処理について(第12条) ■ 専ら物の取扱いについて(第7条、第14条、平成25年3月29日 環産産発第13032910号通知)
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者の責務(第6条) -排出時のリサイクル料金の支払い(収集運搬の費用、メーカーリサイクル料金) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小売業者の果たすべき役割(引取り義務)(第9条) ■ 家電4品目の取り扱いについて(平成24年3月19日環産企1号通知関連) ■ フロン類の漏洩防止回収(エアコンなど)(基本方針) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小売業者の果たすべき役割(引取り義務)(第9条)(再掲) ■ 家電4品目の取り扱いについて(平成24年3月19日環産企1号通知関連)(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家電4品目の適正な処理について(第10条) ■ 家電4品目の取り扱いについて(平成24年3月19日環産企1号通知関連)(再掲)
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者の責務(第6条) -分別排出・適正な引渡し 			<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定事業者等への引渡し(第7条、基本方針)
その他の法令			<ul style="list-style-type: none"> ■ パーゼル法 ■ 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 	

23

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理(目次)

0. リユース業全般に係る事項

1. 買取時に遵守すべき事項

- (1) 一般廃棄物の収集運搬について
- (2) 下取りの取り扱いについて
- (3) 引越業も営む場合の特例(転居廃棄物)
- (4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務(過去に自ら小売販売したもの)
- (5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン
- (6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止

2. 販売・保管時に遵守すべき事項

- (1) リユース品の適正な輸出
- (2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務(小売販売との引替えの引取り)
- (3) 家電リサイクル法対象品目の保管について

3. 廃棄時に遵守すべき事項

- (1) 売れ残り等の廃棄時について(当該製品が産業廃棄物に該当する場合)
- (2) 専ら物の取扱いについて
- (3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について
- (4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について

4. 消費者の責務

- (1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務
- (2) 廃棄物処理法における国民の責務
- (3) 家電リサイクル法における消費者の責務
- (4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務

24

リユース業者のみなさまへ

リユース業に関する 環境関連法パンフレット

～さらなるリユース促進のために～

リユース業を営んでいく中で、産廃等の廃棄の防止を目的とした「古物営業法」や消費資源保護を目的とした「特定商取引に関する法律」「消費者契約法」など、遵守すべき様々な法律があります。これに加えて、廃棄物の適正処理と資源確保・資源循環を目的とした「資源物法」「家電リサイクル法」等を遵守する必要があります。リユースは、「資源物法」「資源物法施行令」の基本原則において、リサイクルよりも上位に位置づけられている重要な取組です。法を守って、適正なリユース業を営みましょう。



こんなとき、どうしてますか？

買取り時をチェック!

① お客様からリユースできない品物の引取りを求められたら、引き取っているの？

② お客様から買取されたテレビの引き取りを求められたときは？

販売・保管時をチェック!

③ 海外にも販売したいけど、輸送で自由にやってもいいの？

廃棄時をチェック!

④ 売れ残りを処分したい。処分してくれる業者さんかみを確認するの？

「廃棄物」は、法律で定められた取扱い「リユース」品と大きく異なります

「廃棄物」は、産業廃棄物を除くとして再資源化等の対象となり、処分された取扱いを行う必要があります。

廃棄物に該当するか 否かを判断する基準

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人にも譲渡・譲渡することができず、かつ、その物の状態、数量の多い程度、処分方法の有無及び占有者の意思等を総合的に判断して判断すべきもの」とされています。

廃棄物について分からないときは、廃棄を行う地域の市の産業廃棄物にお問い合わせください。

買取り時

買取り時① リユース品全般

リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

一般家庭から一般廃棄物処理業の許可なしに、廃棄物を引き取って収集・運搬・処分することはできません。買取りできないものについては、お客さまに自治体の収集日または資源回収センターまでお持ちください。

お客様から「買取りできない品物」が処分してほしいと依頼されたら

× 引取った品物の種類や量は処分費用を超過した。

○ 一般廃棄物処理業の許可がないために引き取れない品物も含まれ、自治体の収集に出すよう依頼した。

※ただし、自治体となる場合（引き取りの数量や重量45kg以下）もありますので、詳しくは営業を行う地域の産業廃棄物センターにお問い合わせください。

買取り時② 家電4品目

自らが過去に販売した家電4品目が廃棄物になった場合は引き取って家電メーカーに引き渡す義務があります

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象4品目）については、自らが販売した製品が廃棄物になったときに引き取りを依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者（リユースショップを含む）の義務として引き取って、家電メーカー（指定買取所）に引き渡さなければなりません。この場合に自ら収集・運搬を行うときは、廃棄物収集運搬業の許可は不要です。収集運搬を他者に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しなければなりません。

① 収集・運搬時のフロン漏れ防止

引き取った廃棄物を運搬する場合には、エアコン等の冷媒として使用されたフロンの漏れ防止に努めなければなりません。

過去にテレビを販売したお客様から、「捨てたいので引き取って欲しい」と依頼が来たら

× 年式等を把握するとリユース品として買取ることはできなかつたので、引取りを拒否した。

○ 家電リサイクル法に定められた小売業者の義務として引き取り、リサイクル料金と収集運搬料を支払ってもらって、家電メーカーに引き渡した。

※料金：家電リサイクル券については、別冊「買取時」を参照。

詳しくは産業廃棄物センターのホームページをご覧ください。▶ [家電リサイクル](#)

販売・保管時

販売・保管時① リユース品全般

リユース品の輸出、輸出業者への販売時には関係する法令を確認しましょう

リユース品の輸出は、輸出先で適宜にリユースされることを確認する必要があります。また、自らが輸出する場合だけでなく、販売先の業者が不適正な輸出を行っている場合も確認することが推奨されます。

電気・電子機器の場合は「使用済み電気・電子機器の輸出处における中古品取扱い基準」を確認しましょう。

※使用済み電気・電子機器の輸出处については、通関の認定されたリユース品輸出業者であることを確認する必要があります。

各品目別取扱いに関する詳しい情報は、廃棄物処理法第10条第2項第2号、第10条第2項第3号、第10条第2項第4号、第10条第2項第5号、第10条第2項第6号、第10条第2項第7号、第10条第2項第8号、第10条第2項第9号、第10条第2項第10号、第10条第2項第11号、第10条第2項第12号、第10条第2項第13号、第10条第2項第14号、第10条第2項第15号、第10条第2項第16号、第10条第2項第17号、第10条第2項第18号、第10条第2項第19号、第10条第2項第20号、第10条第2項第21号、第10条第2項第22号、第10条第2項第23号、第10条第2項第24号、第10条第2項第25号、第10条第2項第26号、第10条第2項第27号、第10条第2項第28号、第10条第2項第29号、第10条第2項第30号、第10条第2項第31号、第10条第2項第32号、第10条第2項第33号、第10条第2項第34号、第10条第2項第35号、第10条第2項第36号、第10条第2項第37号、第10条第2項第38号、第10条第2項第39号、第10条第2項第40号、第10条第2項第41号、第10条第2項第42号、第10条第2項第43号、第10条第2項第44号、第10条第2項第45号、第10条第2項第46号、第10条第2項第47号、第10条第2項第48号、第10条第2項第49号、第10条第2項第50号、第10条第2項第51号、第10条第2項第52号、第10条第2項第53号、第10条第2項第54号、第10条第2項第55号、第10条第2項第56号、第10条第2項第57号、第10条第2項第58号、第10条第2項第59号、第10条第2項第60号、第10条第2項第61号、第10条第2項第62号、第10条第2項第63号、第10条第2項第64号、第10条第2項第65号、第10条第2項第66号、第10条第2項第67号、第10条第2項第68号、第10条第2項第69号、第10条第2項第70号、第10条第2項第71号、第10条第2項第72号、第10条第2項第73号、第10条第2項第74号、第10条第2項第75号、第10条第2項第76号、第10条第2項第77号、第10条第2項第78号、第10条第2項第79号、第10条第2項第80号、第10条第2項第81号、第10条第2項第82号、第10条第2項第83号、第10条第2項第84号、第10条第2項第85号、第10条第2項第86号、第10条第2項第87号、第10条第2項第88号、第10条第2項第89号、第10条第2項第90号、第10条第2項第91号、第10条第2項第92号、第10条第2項第93号、第10条第2項第94号、第10条第2項第95号、第10条第2項第96号、第10条第2項第97号、第10条第2項第98号、第10条第2項第99号、第10条第2項第100号、第10条第2項第101号、第10条第2項第102号、第10条第2項第103号、第10条第2項第104号、第10条第2項第105号、第10条第2項第106号、第10条第2項第107号、第10条第2項第108号、第10条第2項第109号、第10条第2項第110号、第10条第2項第111号、第10条第2項第112号、第10条第2項第113号、第10条第2項第114号、第10条第2項第115号、第10条第2項第116号、第10条第2項第117号、第10条第2項第118号、第10条第2項第119号、第10条第2項第120号、第10条第2項第121号、第10条第2項第122号、第10条第2項第123号、第10条第2項第124号、第10条第2項第125号、第10条第2項第126号、第10条第2項第127号、第10条第2項第128号、第10条第2項第129号、第10条第2項第130号、第10条第2項第131号、第10条第2項第132号、第10条第2項第133号、第10条第2項第134号、第10条第2項第135号、第10条第2項第136号、第10条第2項第137号、第10条第2項第138号、第10条第2項第139号、第10条第2項第140号、第10条第2項第141号、第10条第2項第142号、第10条第2項第143号、第10条第2項第144号、第10条第2項第145号、第10条第2項第146号、第10条第2項第147号、第10条第2項第148号、第10条第2項第149号、第10条第2項第150号、第10条第2項第151号、第10条第2項第152号、第10条第2項第153号、第10条第2項第154号、第10条第2項第155号、第10条第2項第156号、第10条第2項第157号、第10条第2項第158号、第10条第2項第159号、第10条第2項第160号、第10条第2項第161号、第10条第2項第162号、第10条第2項第163号、第10条第2項第164号、第10条第2項第165号、第10条第2項第166号、第10条第2項第167号、第10条第2項第168号、第10条第2項第169号、第10条第2項第170号、第10条第2項第171号、第10条第2項第172号、第10条第2項第173号、第10条第2項第174号、第10条第2項第175号、第10条第2項第176号、第10条第2項第177号、第10条第2項第178号、第10条第2項第179号、第10条第2項第180号、第10条第2項第181号、第10条第2項第182号、第10条第2項第183号、第10条第2項第184号、第10条第2項第185号、第10条第2項第186号、第10条第2項第187号、第10条第2項第188号、第10条第2項第189号、第10条第2項第190号、第10条第2項第191号、第10条第2項第192号、第10条第2項第193号、第10条第2項第194号、第10条第2項第195号、第10条第2項第196号、第10条第2項第197号、第10条第2項第198号、第10条第2項第199号、第10条第2項第200号、第10条第2項第201号、第10条第2項第202号、第10条第2項第203号、第10条第2項第204号、第10条第2項第205号、第10条第2項第206号、第10条第2項第207号、第10条第2項第208号、第10条第2項第209号、第10条第2項第210号、第10条第2項第211号、第10条第2項第212号、第10条第2項第213号、第10条第2項第214号、第10条第2項第215号、第10条第2項第216号、第10条第2項第217号、第10条第2項第218号、第10条第2項第219号、第10条第2項第220号、第10条第2項第221号、第10条第2項第222号、第10条第2項第223号、第10条第2項第224号、第10条第2項第225号、第10条第2項第226号、第10条第2項第227号、第10条第2項第228号、第10条第2項第229号、第10条第2項第230号、第10条第2項第231号、第10条第2項第232号、第10条第2項第233号、第10条第2項第234号、第10条第2項第235号、第10条第2項第236号、第10条第2項第237号、第10条第2項第238号、第10条第2項第239号、第10条第2項第240号、第10条第2項第241号、第10条第2項第242号、第10条第2項第243号、第10条第2項第244号、第10条第2項第245号、第10条第2項第246号、第10条第2項第247号、第10条第2項第248号、第10条第2項第249号、第10条第2項第250号、第10条第2項第251号、第10条第2項第252号、第10条第2項第253号、第10条第2項第254号、第10条第2項第255号、第10条第2項第256号、第10条第2項第257号、第10条第2項第258号、第10条第2項第259号、第10条第2項第260号、第10条第2項第261号、第10条第2項第262号、第10条第2項第263号、第10条第2項第264号、第10条第2項第265号、第10条第2項第266号、第10条第2項第267号、第10条第2項第268号、第10条第2項第269号、第10条第2項第270号、第10条第2項第271号、第10条第2項第272号、第10条第2項第273号、第10条第2項第274号、第10条第2項第275号、第10条第2項第276号、第10条第2項第277号、第10条第2項第278号、第10条第2項第279号、第10条第2項第280号、第10条第2項第281号、第10条第2項第282号、第10条第2項第283号、第10条第2項第284号、第10条第2項第285号、第10条第2項第286号、第10条第2項第287号、第10条第2項第288号、第10条第2項第289号、第10条第2項第290号、第10条第2項第291号、第10条第2項第292号、第10条第2項第293号、第10条第2項第294号、第10条第2項第295号、第10条第2項第296号、第10条第2項第297号、第10条第2項第298号、第10条第2項第299号、第10条第2項第300号、第10条第2項第301号、第10条第2項第302号、第10条第2項第303号、第10条第2項第304号、第10条第2項第305号、第10条第2項第306号、第10条第2項第307号、第10条第2項第308号、第10条第2項第309号、第10条第2項第310号、第10条第2項第311号、第10条第2項第312号、第10条第2項第313号、第10条第2項第314号、第10条第2項第315号、第10条第2項第316号、第10条第2項第317号、第10条第2項第318号、第10条第2項第319号、第10条第2項第320号、第10条第2項第321号、第10条第2項第322号、第10条第2項第323号、第10条第2項第324号、第10条第2項第325号、第10条第2項第326号、第10条第2項第327号、第10条第2項第328号、第10条第2項第329号、第10条第2項第330号、第10条第2項第331号、第10条第2項第332号、第10条第2項第333号、第10条第2項第334号、第10条第2項第335号、第10条第2項第336号、第10条第2項第337号、第10条第2項第338号、第10条第2項第339号、第10条第2項第340号、第10条第2項第341号、第10条第2項第342号、第10条第2項第343号、第10条第2項第344号、第10条第2項第345号、第10条第2項第346号、第10条第2項第347号、第10条第2項第348号、第10条第2項第349号、第10条第2項第350号、第10条第2項第351号、第10条第2項第352号、第10条第2項第353号、第10条第2項第354号、第10条第2項第355号、第10条第2項第356号、第10条第2項第357号、第10条第2項第358号、第10条第2項第359号、第10条第2項第360号、第10条第2項第361号、第10条第2項第362号、第10条第2項第363号、第10条第2項第364号、第10条第2項第365号、第10条第2項第366号、第10条第2項第367号、第10条第2項第368号、第10条第2項第369号、第10条第2項第370号、第10条第2項第371号、第10条第2項第372号、第10条第2項第373号、第10条第2項第374号、第10条第2項第375号、第10条第2項第376号、第10条第2項第377号、第10条第2項第378号、第10条第2項第379号、第10条第2項第380号、第10条第2項第381号、第10条第2項第382号、第10条第2項第383号、第10条第2項第384号、第10条第2項第385号、第10条第2項第386号、第10条第2項第387号、第10条第2項第388号、第10条第2項第389号、第10条第2項第390号、第10条第2項第391号、第10条第2項第392号、第10条第2項第393号、第10条第2項第394号、第10条第2項第395号、第10条第2項第396号、第10条第2項第397号、第10条第2項第398号、第10条第2項第399号、第10条第2項第400号、第10条第2項第401号、第10条第2項第402号、第10条第2項第403号、第10条第2項第404号、第10条第2項第405号、第10条第2項第406号、第10条第2項第407号、第10条第2項第408号、第10条第2項第409号、第10条第2項第410号、第10条第2項第411号、第10条第2項第412号、第10条第2項第413号、第10条第2項第414号、第10条第2項第415号、第10条第2項第416号、第10条第2項第417号、第10条第2項第418号、第10条第2項第419号、第10条第2項第420号、第10条第2項第421号、第10条第2項第422号、第10条第2項第423号、第10条第2項第424号、第10条第2項第425号、第10条第2項第426号、第10条第2項第427号、第10条第2項第428号、第10条第2項第429号、第10条第2項第430号、第10条第2項第431号、第10条第2項第432号、第10条第2項第433号、第10条第2項第434号、第10条第2項第435号、第10条第2項第436号、第10条第2項第437号、第10条第2項第438号、第10条第2項第439号、第10条第2項第440号、第10条第2項第441号、第10条第2項第442号、第10条第2項第443号、第10条第2項第444号、第10条第2項第445号、第10条第2項第446号、第10条第2項第447号、第10条第2項第448号、第10条第2項第449号、第10条第2項第450号、第10条第2項第451号、第10条第2項第452号、第10条第2項第453号、第10条第2項第454号、第10条第2項第455号、第10条第2項第456号、第10条第2項第457号、第10条第2項第458号、第10条第2項第459号、第10条第2項第460号、第10条第2項第461号、第10条第2項第462号、第10条第2項第463号、第10条第2項第464号、第10条第2項第465号、第10条第2項第466号、第10条第2項第467号、第10条第2項第468号、第10条第2項第469号、第10条第2項第470号、第10条第2項第471号、第10条第2項第472号、第10条第2項第473号、第10条第2項第474号、第10条第2項第475号、第10条第2項第476号、第10条第2項第477号、第10条第2項第478号、第10条第2項第479号、第10条第2項第480号、第10条第2項第481号、第10条第2項第482号、第10条第2項第483号、第10条第2項第484号、第10条第2項第485号、第10条第2項第486号、第10条第2項第487号、第10条第2項第488号、第10条第2項第489号、第10条第2項第490号、第10条第2項第491号、第10条第2項第492号、第10条第2項第493号、第10条第2項第494号、第10条第2項第495号、第10条第2項第496号、第10条第2項第497号、第10条第2項第498号、第10条第2項第499号、第10条第2項第500号、第10条第2項第501号、第10条第2項第502号、第10条第2項第503号、第10条第2項第504号、第10条第2項第505号、第10条第2項第506号、第10条第2項第507号、第10条第2項第508号、第10条第2項第509号、第10条第2項第510号、第10条第2項第511号、第10条第2項第512号、第10条第2項第513号、第10条第2項第514号、第10条第2項第515号、第10条第2項第516号、第10条第2項第517号、第10条第2項第518号、第10条第2項第519号、第10条第2項第520号、第10条第2項第521号、第10条第2項第522号、第10条第2項第523号、第10条第2項第524号、第10条第2項第525号、第10条第2項第526号、第10条第2項第527号、第10条第2項第528号、第10条第2項第529号、第10条第2項第530号、第10条第2項第531号、第10条第2項第532号、第10条第2項第533号、第10条第2項第534号、第10条第2項第535号、第10条第2項第536号、第10条第2項第537号、第10条第2項第538号、第10条第2項第539号、第10条第2項第540号、第10条第2項第541号、第10条第2項第542号、第10条第2項第543号、第10条第2項第544号、第10条第2項第545号、第10条第2項第546号、第10条第2項第547号、第10条第2項第548号、第10条第2項第549号、第10条第2項第550号、第10条第2項第551号、第10条第2項第552号、第10条第2項第553号、第10条第2項第554号、第10条第2項第555号、第10条第2項第556号、第10条第2項第557号、第10条第2項第558号、第10条第2項第559号、第10条第2項第560号、第10条第2項第561号、第10条第2項第562号、第10条第2項第563号、第10条第2項第564号、第10条第2項第565号、第10条第2項第566号、第10条第2項第567号、第10条第2項第568号、第10条第2項第569号、第10条第2項第570号、第10条第2項第571号、第10条第2項第572号、第10条第2項第573号、第10条第2項第574号、第10条第2項第575号、第10条第2項第576号、第10条第2項第577号、第10条第2項第578号、第10条第2項第579号、第10条第2項第580号、第10条第2項第581号、第10条第2項第582号、第10条第2項第583号、第10条第2項第584号、第10条第2項第585号、第10条第2項第586号、第10条第2項第587号、第10条第2項第588号、第10条第2項第589号、第10条第2項第590号、第10条第2項第591号、第10条第2項第592号、第10条第2項第593号、第10条第2項第594号、第10条第2項第595号、第10条第2項第596号、第10条第2項第597号、第10条第2項第598号、第10条第2項第599号、第10条第2項第600号、第10条第2項第601号、第10条第2項第602号、第10条第2項第603号、第10条第2項第604号、第10条第2項第605号、第10条第2項第606号、第10条第2項第607号、第10条第2項第608号、第10条第2項第609号、第10条第2項第610号、第10条第2項第611号、第10条第2項第612号、第10条第2項第613号、第10条第2項第614号、第10条第2項第615号、第10条第2項第616号、第10条第2項第617号、第10条第2項第618号、第10条第2項第619号、第10条第2項第620号、第10条第2項第621号、第10条第2項第622号、第10条第2項第623号、第10条第2項第624号、第10条第2項第625号、第10条第2項第626号、第10条第2項第627号、第10条第2項第628号、第10条第2項第629号、第10条第2項第630号、第10条第2項第631号、第10条第2項第632号、第10条第2項第633号、第10条第2項第634号、第10条第2項第635号、第10条第2項第636号、第10条第2項第637号、第10条第2項第638号、第10条第2項第639号、第10条第2項第640号、第10条第2項第641号、第10条第2項第642号、第10条第2項第643号、第10条第2項第644号、第10条第2項第645号、第10条第2項第646号、第10条第2項第647号、第10条第2項第648号、第10条第2項第649号、第10条第2項第650号、第10条第2項第651号、第10条第2項第652号、第10条第2項第653号、第10条第2項第654号、第10条第2項第655号、第10条第2項第656号、第10条第2項第657号、第10条第2項第658号、第10条第2項第659号、第10条第2項第660号、第10条第2項第661号、第10条第2項第662号、第10条第2項第663号、第10条第2項第664号、第10条第2項第665号、第10条第2項第666号、第10条第2項第667号、第10条第2項第668号、第10条第2項第669号、第10条第2項第670号、第10条第2項第671号、第10条第2項第672号、第10条第2項第673号、第10条第2項第674号、第10条第2項第675号、第10条第2項第676号、第10条第2項第677号、第10条第2項第678号、第10条第2項第679号、第10条第2項第680号、第10条第2項第681号、第10条第2項第682号、第10条第2項第683号、第10条第2項第684号、第10条第2項第685号、第10条第2項第686号、第10条第2項第687号、第10条第2項第688号、第10条第2項第689号、第10条第2項第690号、第10条第2項第691号、第10条第2項第692号、第10条第2項第693号、第10条第2項第694号、第10条第2項第695号、第10条第2項第696号、第10条第2項第697号、第10条第2項第698号、第10条第2項第699号、第10条第2項第700号、第10条第2項第701号、第10条第2項第702号、第10条第2項第703号、第10条第2項第704号、第10条第2項第705号、第10条第2項第706号、第10条第2項第707号、第10条第2項第708号、第10条第2項第709号、第10条第2項第710号、第10条第2項第711号、第10条第2項第712号、第10条第2項第713号、第10条第2項第714号、第10条第2項第715号、第10条第2項第716号、第10条第2項第717号、第10条第2項第718号、第10条第2項第719号、第10条第2項第720号、第10条第2項第721号、第10条第2項第722号、第10条第2項第723号、第10条第2項第724号、第10条第2項第725号、第10条第2項第726号、第10条第2項第727号、第10条第2項第728号、第10条第2項第729号、第10条第2項第730号、第10条第2項第731号、第10条第2項第732号、第10条第2項第733号、第10条第2項第734号、第10条第2項第735号、第10条第2項第736号、第10条第2項第737号、第10条第2項第738号、第10条第2項第739号、第10条第2項第740号、第10条第2項第741号、第10条第2項第742号、第10条第2項第743号、第10条第2項第744号、第10条第2項第745号、第10条第2項第746号、第10条第2項第747号、第10条第2項第748号、第10条第2項第749号、第10条第2項第750号、第1

消費者の
みなさんへ

ご家庭で使わなくなった製品は リユースショップを 活用しましょう

まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース」と言います。リユースショップとは中古品を取り扱う店舗のこと、リサイクルショップとも呼ばれています。条件に合えばリユース品(中古品)として買取ってくれます。リユースは、環境に優しく、またご家庭の財物にも優しい取組です。リユースショップを賢く上手に活用しましょう。

リユースショップ活用のコツ

1 自宅に置かせない!

使わなくなった製品をついご自宅に置かせていませんか? リユースショップの買取査定には、年式も影響します。ご自身が使わないのであれば、そのままにしておかないで、早めにリユースショップに相談してみましょう。



2 日頃から大切に・きれいに使う!

製品の年齢や状態(さす、汚れ、ほつれ、傷痕等)、動作状況によって、買取査定に影響します。大切に使う、きれいに使うことで、リユース品としての価値を高めることができますので、日頃から心がけると良いでしょう。



3 付属品・説明書などもつけて!

リユースショップに中古品を持ち込む際には、できるだけ付属品や説明書・保証書なども持参することで、次の人が使いやすくなり、リユース品としての価値を高めることができます。



4 買取の目安を事前にチェック!

リユースショップのホームページなどで買取の目安の目安が記載されていることがありますので、確認してから持ち込みましょう。



査定から買取までの流れ

リユースショップでは、おのによる製品の査定が行われ、査定結果に応じておのを利用者が判断したうえで、買取の可否、支払いに異なります。査定の結果、買取ができない場合があります。



リユースショップを
活用すれば必要な人に
つなぐことができます

! 活用するときは次の点に注意しましょう !

① リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

買取できなかったものについて、ごみとしての運搬・処理をリユース業者に依頼することはできません

ご家庭のごみの収集・運搬・処理には市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。許可を持たないリユース業者にはごみの処理を依頼することができません。買取りができなかった製品は特別持ち帰っていただく必要があります。

※家電4品目については例外があります。◎を参照ください。



リユースできないものはお住まいの市町村のごみ収集に出しましょう

ごみの分別方法、最大ごみの大きさや分別料金は市町村によって異なります。お住まいの市町村に確認して適切に処分してください。

なお、適正な分別が難しいため、無料の廃棄物回収業者にご家庭の廃棄物を引き取ってほしい場合は、

※お住まいの市町村のホームページやスマートフォンアプリなどでご確認ください。



② リユースショップに使用済みの家電4品目を引き渡すときの注意点

使用済みの家電4品目については、「家電リサイクル法」に基づき、買替えをするお店、洗濯機・衣類乾燥機)を購入する場合は「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の支払いが必要です

※リユースショップのうち家電4品目を販売している店舗に限りです

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を購入する場合は「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の支払いが必要です

※お住まいの市町村やお店にお問い合わせください

対象はこの4品目です



●家電リサイクルの仕組み



未成年の方は、買取りを依頼できないことがあります。

リユースショップによっては、未成年(20歳未満)の方からは買取りができないことがあります。ただし、保護者の承認があれば可能な場合もありますので、各店舗にお問い合わせください。

また、買取り時には本人確認のための証明書の提示が必要で、運転免許証、保険証、パスポートなど本人と確認できるものを持参しましょう。

